

# 安全高度化目標の達成に向けた実行計画(アクションプラン)の進捗状況

資料4-2

<対策項目>

## 1. 消費段階の保安対策

(凡例「★」:需要家の協力が必要なもの「☆」:他工事事業者の協力が必要なもの)

No.	対 策	具体的な実施項目(●:ロードマップ参照)	実施主体	資料4-1 記載ページ
<b>■機器・設備対策</b>				
1	○安全型機器・設備の更なる普及拡大	・安全型ガス機器(エコジョーズ・Siセンサーコンロ等)の普及	事業者、製造者	
2		・安全性の高いガス栓・接続具の普及	事業者、製造者	
3		・警報器の開発・普及	● 国、事業者、製造者	10ページ
4	○家庭用非安全型機器の取替え促進	・安全装置を搭載していない機器の撲滅に向けた取替え促進	● 国(★)、事業者(★)	8ページ
5	○業務用機器・設備の安全性向上	・(COセンサーを中心とした)ガス厨房安全システムの開発	● 事業者、製造者	10ページ
6		・立消え安全装置搭載業務用厨房機器の開発	● 事業者、製造者	10ページ
<b>■周知・啓発</b>				
7	○家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	・非安全型機器・経年設備の取替えのすすめ	国(★)、事業者(★)	8ページ
8		・機器使用時の換気励行のお願い	国(★)、事業者(★)	8ページ
9	○長期使用製品安全点検制度に基づく家庭用機器の経年劣化対応	・周知活動と所有者票回収率向上策の実施	国(★)、事業者(★)、製造者(★)	8ページ
10	○業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	・消費機器・給排気設備のメンテナンスのお願い	国(★)、事業者(★)	9ページ
11		・換気の励行のお願い	国(★)、事業者(★)	9ページ
12		・警報器の設置のすすめ、警報器作動時の対応	国(★)、事業者(★)	9ページ
13	○関係事業者の安全意識向上のための周知・啓発	・(主に給排気設備の)設備設計・工事に関する指導	● 国(☆)	11ページ
14		・(建物塗装養生時等の)注意事項に関する周知・啓発	国(☆)、事業者(☆)	11ページ

## 2. 供給段階及び製造段階における保安対策

No.	対 策	具体的な実施項目(●:ロードマップ参照)	実施主体	プレゼン資料 記載案件
<b>■他工事事故対策</b>				
15	○道路・需要家敷地内共通の事故対策	・他工事事故対策等に係る他省庁との連携	● 国	12ページ
16	○需要家敷地内における事故対策	・他工事事業者・作業員、建物管理者等への周知活動	国(☆)、事業者(☆)	12ページ
17	○道路における事故対策	・防護協定の締結	事業者(☆)	
18		・作業員レベルへの周知・教育の徹底	事業者(☆)	
<b>■ガス工作物の経年劣化対応</b>				
19	○本支管対策	・優先順位付けに基づいた対策実施の推進(要対策ねずみ錆鉄管)	● 事業者	資料5-2参照 12ページ
20		・対策実施に係る優先順位付け(維持管理ねずみ錆鉄管)	事業者	資料5-2参照 12ページ
21		・リスクマネジメント手法を活用した維持管理対策の推進(腐食劣化対策管)	事業者	資料5-2参照 12ページ
22		・技術開発成果を活用した対策の推進	事業者	資料5-2参照 12ページ
23	○灯外内管対策	・優先順位付けに基づいた対策実施の推進(保安上重要な建物)	● 事業者(★)	資料5-2参照 12ページ
24		・国の補助金制度等の活用による対策実施(保安上重要な建物)	● 国(★)、事業者(★)	資料5-2参照 12ページ
25		・業務機会を捉えた改善の必要性周知(保安上重要な建物以外の建物)	事業者(★)	資料5-2参照 12ページ
26		・技術開発成果を活用した対策の推進	事業者	資料5-2参照 12ページ
27	○製造設備対応	・高経年LNG設備対応	● 事業者	13ページ
<b>■自社工事事故対策</b>				
28	○作業ミスの低減に重点を置いた教育・訓練の徹底	・自社工事に係る教育の徹底	事業者	
29		・自社工事に係るベストプラクティスの共有	事業者	
<b>■特定製造所内での供給支障対策</b>				
30	○作業ミスの低減に重点を置いた教育・訓練	・適確な配送管理の実施に向けた関係者間の相互確認教育	● 事業者	13ページ
31		・ガス工作物の適切な維持管理に関する教育	事業者	13ページ
32		・ガス工作物の適確な操作手順に関する教育・訓練	● 事業者	13ページ

3. 災害対策

対 策	具体的な実施項目(●:ロードマップ参照)	実施主体	プレゼン資料 記載案件
<b>■災害対策</b>			
33 ○設備対策	・耐震化率の一層の向上	事業者	
34	・「長柱座屈防止のための耐震設計指針(仮称)」の策定	● 事業者	14ページ
35	・支持部材損傷防止措置未実施の球形ガスホルダーの補強対策の推進	● 事業者	14ページ
36	・重要電気設備等の津波・浸水対策の推進	● 事業者	15ページ
37 ○緊急対策	・防災データベースの改善及びICT等の技術の進歩に合わせた情報システム等の継続的な見直し	● 国、事業者	15ページ
38	・防災訓練の実施	国、事業者	
39	・供給停止判断基準の見直し	● 国、事業者	16~21 ページ
40	・液状化により著しい地盤変位が生じる可能性の高い地区の特定及びリスト化	● 事業者	22ページ
41	・自治体等により特定された盛土崩壊等の可能性のある地区のリスト化	● 事業者	22ページ
42	・作業員の安全確保に係る避難場所の確保、災害対応マニュアル類の見直し、避難訓練を含む保安教育の再徹底	事業者	
43	・非裏波溶接鋼管の特定及び関係する遮断装置のリスト化	● 事業者	22ページ
44	・津波漂流物による損傷可能性のある橋梁添架管の特定及び関係する遮断装置のリスト化	● 事業者	23ページ
45	・特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置に向けた普及促進	● 事業者	23ページ
46	・通信手段の充実	国、事業者	
47 ○復旧対策	・余震等を考慮した復旧作業員の安全に配慮した復旧活動のあり方の検討	● 事業者	24ページ
48	・復旧時における仮設配管及び導管地中残置に関する検討	● 国	24ページ
49	・移動式ガス発生設備の大容量化について検討	● 国	25ページ
50	・法定熱量測定の特例措置の検討	● 国	26ページ
51	・需要家データ、マッピングデータ等のバックアップの確保	事業者	
52	・事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化	● 国	24ページ
53	・支援物資物流システム改善状況のフォロー	国	
<b>■その他</b>			
54 ○その他災害対策	・新たな災害知見の収集と設計指針等への反映の検討	国、事業者	

4. その他

対 策	具体的な実施項目(●:ロードマップ参照)	実施主体	プレゼン資料 記載案件
55 ○保安人材の育成	・保安を担う国家資格制度の維持・改善	国	
56	・国家資格を基盤とした人材育成の維持・改善	事業者	
57 ○需要家に対する安全教育・啓発	・ガスの取扱いや換気の必要性等に関する基本情報の継続発信	国、事業者	
58 ○事故情報の活用・公開	・事故分析の高度化に向けた改善	国、事業者	
59	・情報公開・提供の仕組みに関する絶えざる改善	国、事業者	
60 ○水素インフラを想定した技術開発	・水素インフラ実証事業及び関連技術調査の実施	● 国、事業者	27ページ

※各シート中、「ロードマップ」欄の時期表記は、ガス安全高度化計画ロードマップから読み取った数値。

※各シート中、以下の略称を使用。

JGA: 一般社団法人日本ガス協会

JCGA: 一般社団法人日本コミュニティーガス協会

JGKA: 一般社団法人日本ガス石油機器工業会

段階		消費段階																														
対策		○安全型機器・設備の更なる普及拡大																														
具体的な実施項目		・安全型ガス機器(エコジョーズ・Siセンサーコンロ等)の普及																														
ロードマップ		ー																														
実施主体		事業者、製造者																														
進捗状況	事業者 JGA JCGA	<p>○日本ガス体エネルギー普及促進協議会(日本ガス協会・日本コミュニティーガス協会・日本LPガス団体協議会)及び日本ガス石油機器工業会、キッチン・バス工業会は、平成20年4月以降の製造分について「Siセンサーコンロ(全ロセンサー)」の標準化を宣言し、同年10月には全ロセンサーが法制化された。</p> <p>□Siセンサーコンロの想定普及率(*累計出荷台数/**ガス使用中のお客さま件数)推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>累計出荷台数(千台)</td> <td>1,677</td> <td>3,375</td> <td>5,120</td> <td>6,914</td> </tr> <tr> <td>普及率</td> <td>6.6%</td> <td>13.3%</td> <td>20.2%</td> <td>27.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○日本ガス体エネルギー普及促進協議会(日本ガス協会・日本コミュニティーガス協会・日本LPガス団体協議会)及び日本ガス石油機器工業会は、平成22年6月に、平成25年3月末までに一部機器を除き「エコジョーズ(高効率ガス給湯器)」を標準化することを宣言した。</p> <p>□エコジョーズの想定普及率(*累計出荷台数/**ガス使用中のお客さま件数)推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>累計出荷台数(千台)</td> <td>868</td> <td>1,167</td> <td>1,550</td> <td>2,012</td> </tr> <tr> <td>普及率</td> <td>3.4%</td> <td>4.6%</td> <td>6.1%</td> <td>7.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 出典: 日本ガス石油機器工業会調査 ** 出典: 日本ガス協会調査</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	累計出荷台数(千台)	1,677	3,375	5,120	6,914	普及率	6.6%	13.3%	20.2%	27.0%		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	累計出荷台数(千台)	868	1,167	1,550	2,012	普及率	3.4%	4.6%	6.1%	7.9%
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																											
累計出荷台数(千台)	1,677	3,375	5,120	6,914																												
普及率	6.6%	13.3%	20.2%	27.0%																												
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																												
累計出荷台数(千台)	868	1,167	1,550	2,012																												
普及率	3.4%	4.6%	6.1%	7.9%																												
製造者	<p>○日本ガス体エネルギー普及促進協議会(日本ガス協会・日本コミュニティーガス協会・日本LPガス団体協議会)及び日本ガス石油機器工業会は、平成23年4月以降にガス機器メーカーが生産する全てのバランス型ふろがま(BF式ふろがま)について、ガスふろがまの更なる安全性向上への取り組みとして下記の4つの安全機能を新たに標準搭載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤操作・異常操作による異常着火防止</li> <li>・ふろ消し忘れ防止</li> <li>・冠水による機器内部焼損・異常着火防止</li> <li>・タイムスタンプ機能搭載</li> </ul> <p>□BFふろがま(新仕様)累計出荷台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>累計出荷台数(台)</td> <td>7万9千</td> </tr> </tbody> </table> <p>○日本ガス協会やガス事業者、日本ガス石油機器工業会、機器メーカーは、これらの安全型機器の普及拡大に向けて周知・広報活動(PRチラシの作成、キャンペーンの実施、イベントを通じたPR活動等)を実施している。</p>		平成23年度	累計出荷台数(台)	7万9千																											
	平成23年度																															
累計出荷台数(台)	7万9千																															



進捗 状況	事業者	JCGA	<p>○ガスと暮らしの安心運動・・・需要家に対してガスの安全使用の周知・啓発や安全型機器への買い替えを促進し、消費者事故の防止を図るため毎年度実施している保安運動（日本コミュニティーガス協会と日本ガス協会が主催）</p> <p>[参考]平成23年度「ガスと暮らしの安心運動」実施結果  (1)運動参加事業者 1,449社(参加率97.4%)  (2)ポスター掲示 7,910枚(簡易ガス団地1地点群当たり1枚掲示)  (3)チラシ配布 947,435枚(全調定件数に対しての配布率77.5%)  (4)その他事業者が実施した消費者事故防止の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会等での周知活動</li> <li>・料理教室を開催し、安全型機器をPR</li> <li>・ガス展で安全装置付きガス機器への買い替えを促進</li> <li>・業務機会を通して消費機器事故防止の周知</li> <li>・業務用厨房にCOセンサー取付及び一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起実施</li> </ul>
	製造者	JGKA	<p>○ガス栓及び接続具に関する注意事項について以下のHPIにて掲載し注意を促している。  (<a href="http://www.jgka.or.jp/consumer/gasu-riyou/anken-gasu/gassen/index.html">http://www.jgka.or.jp/consumer/gasu-riyou/anken-gasu/gassen/index.html</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古いガス栓は安全な新しいガス栓(ヒューズガス栓・ガスコンセント)にお取り替えください。</li> </ul>

%ê	• Õ %ê
X·	S * J † E Í ) y x 9 o O
, \$ « U u î -	Ó L E è ©
	úøú^ _ U u ðH ò
	úøú^ _ É C 5 D C 5
U u ~ \$	H f i f ¾ É P ¾
	<p>^ . † ò ( ï h mÇ è © f i f ] j ^ _ j úú^ _ pù^ ~ .  U u f i f / , ] j úø^ _ ýb^ ~ . ] j úú^ _ ýy^ ~ . ] j úú^ _ pù^ ~ .  ] j úú^ _ ýú^ ~ .  U u \$ 0 ^ . † è © Đ &amp; K - mÇ è © v    7 ! ] j ^ _ / , ^ _ v   7 ! Á ~ f i f " .  • Õ i 1 è © 2 X f i f Õ ù=ú 3 j ] j  ^ _</p> <p>α   ~ " g Ê á \ x 9 é V Ê G üø Ž  2 œ g Ê f l " i ™ g Ê x [ J 5 • Õ i 1 α Æ ù=úøøŽ °  i Æ ð 4 5 U α  è © Đ &amp; K - mÇ è © 9 " • Õ i 1 è © Ú u</p> <p>  mÇ è © f i f ¼ ~ ^ . † ç { ( ï h 2 Ý Đ &amp; K - mÇ  è © i Æ ð 4 &lt; Á ç Y B ^ Ž ' Y B U \$ 5  - Ú e</p>
à q É ' f i f ¾	<p>i Æ ð 4 Ó L E % \$ ^ . † ò ( ï h mÇ è ©  v   7 ! 2 Br x " • Õ i 1 ò ( ï h z  μ , - t a ā T è © U u ^ j ~ e  + Ü K - mÇ ... 1 úø^ _ ^ . † ò ( ï h mÇ  è © f i f U u  U í ½ ¥ M ç i h c í " GP í w + Ü K - m  Ç &gt; 2 è © C » Ú U è # R í ½  í ½ ¥ M T { « F : h Å ± ð U ¥ M  i h N 4 Ñ ñ l ' ... 1  + Ü K - mÇ á \$ úú úú^ _ v   7 ! Á ~ " 4 U u  + Ü K - mÇ ... 1 U ¥ M i h N 4 Ñ ñ á \$   f i f 8 " .  - - - È Š š - H - ž U í ½ ¥ M Á W = k  2   f i f i h N 4 ; e</p>
É P ¾	<p>^ . † ò ( ï h mÇ è © f i f  2 v   7 ! Br &gt; 2 mÇ ' z  - t a x " • Õ i 1 ò ( ï h z è © U u  ^ j ~ e  x " • Õ i 1 ò ( ï h U α g Ê ^ s Ä &gt; w ± 5  6 Z \$ a i ° P f [ 5 , - é V Y Ö Ł @ n O  i &lt; 5 Q a , - i , s Ä A Ü ä } s Ä    f i f - t • Õ i 1 Ö Ö Ž ° 2 Ý Đ &amp; l ' ^ Ž .  ç i h - Ú Ó L E , € l ' - Ø ä j U \$ 5 è ©  3 Æ  D C 5 3 Æ È Ú  &gt; / Á æ   , í U \$ 5 @ , í  &gt; μ   f i f e - É K ( ï h ± ð  Æ / T ^ d q j ^ ^ ö ' \ - p , í à</p>










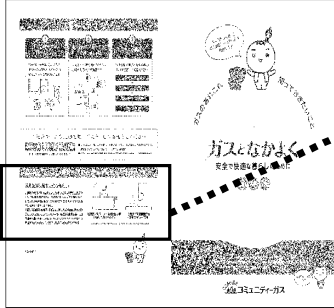
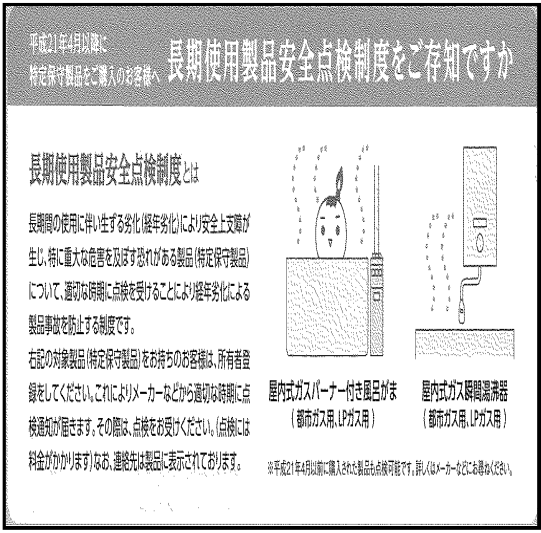





段階	消費段階	
対策	○家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	
具体的な実施項目	・非安全型機器・経年設備の取替えのすすめ	
ロードマップ	-	
実施主体	国(★)、事業者(★)	
進捗状況	国	<p>○経済産業省のホームページで、事故が生じた際、注意喚起を行っている。(以下、「例」を示す。)</p> <p>【平成24年4月11日 東京都の一般集合住宅で湯沸器が焼損する事故(人損なし)が発生。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古いガス機器は交換してください。</li> <li>・ガス機器は古くなると部品が劣化し、火災や事故をおこすおそれがあります。</li> <li>・古いガス機器は、“安全装置の付いたガス機器”にお早めに交換しましょう。</li> </ul> <p>○ガスの安全利用に関する普及啓蒙を行う経済産業省の専用HP「ガスの安全見直し隊」において、注意喚起を行っている。(以下、「例」を示す。)</p> <p>換気不良や湯沸器の排気口の詰まりなどによる不完全燃焼が原因で、一酸化炭素中毒が発生する危険があります。事故が起きる前に、不完全燃焼防止装置が働いてガスをストップさせます。現在市販されている小型湯沸器には、すべて不完全燃焼防止装置が付いています。古い小型湯沸器をお使いの方は、不完全燃焼防止装置付き小型湯沸器への取替をおすすめします。</p>
	事業者 JGA	<p>○「ガスと暮らしの安心」運動をはじめ、ガス展、定期保安点検等の各種業務機会を通じて、非安全型機器・経年設備の取替え促進を図るため以下のようなパンフレット等を製作し、ガス事業者へ提供している。ガス事業者は、これらを活用して、業務接点機会を通じて非安全型機器・経年設備の取替え促進を図っている。</p> <p>①「ガスと暮らしの安心」運動を通じた周知・啓発(ポスター掲示)</p> <p>平成23 ガス協会標準版:9,164枚、事業者作成版:320枚 平成22 ガス協会標準版:8,332枚、事業者独自版:242枚 平成21 ガス協会標準版:8,546枚、事業者独自版:264枚</p> <p>②ガス協会作成パンフレット「快適ガスライフの基礎知識」 (都市ガス事業者購入ベース)</p> <p>平成23 1,953,050部 平成22 1,895,900部 平成21 1,894,900部</p> 
進捗状況	事業者 JCGA	<p>○消費段階事故防止のための広報活動を実施。 ＜家庭用需要家に対する広報活動＞</p> <p>①「ガスと暮らしの安心運動*」において、下記の内容について周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス機器に関する正しい使用方法、誤った使用に伴う危険性の周知</li> <li>・非安全型機器の台数把握と、安全装置付き機器への取替えの要請</li> <li>・ガスと暮らしの安心運動用ポスターの適切な場所への掲示及び消費者へチラシ等の配布による周知</li> <li>・ガス機器使用中は、換気扇を回す、窓を開けるなど、必ず換気するよう周知</li> <li>・複合型警報器の普及促進</li> <li>・ガス機器とガス栓の正しい接続方法や、間違った接続による危険性について周知</li> </ul> <p>②その他の広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガス警報器等設置促進運動」において、ガス・CO警報器の設置及び交換を推進</li> <li>・日本コミュニティーガス協会で、需要家向けの周知文「ガス機器にはきちんと合う接続具の付いたゴム管をお使いください」を作成し、ガス機器とガス栓の正しい接続方法を消費者に周知</li> </ul>


	段階	消費段階
	対策	○家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発
	具体的な実施項目	・機器使用時の換気励行のお願い
	ロードマップ	—
	実施主体	国(★)、事業者(★)
進捗 状況	国	<p>○経済産業省のホームページで、事故が生じた際、注意喚起を行っている。(以下、「例」を示す。)</p> <p>【平成24年9月29日 愛知県の一般住宅でガス栓の誤開放による火災事故(人損無し)が発生。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス臭いと感じたら、すぐガス事業者へ連絡してください。</li> <li>・窓や戸を大きく開けましょう。</li> </ul> <p>○ガスの安全利用に関する普及啓蒙を行う経済産業省の専用HP「ガスの安全見直し隊」において、注意喚起を行っている。(以下、「例」を示す。)</p> <p>ガスは、新鮮な空気を求めています。換気が不十分な状態でガスが燃焼すると、不完全燃焼となり、一酸化炭素中毒になる恐れがあります。換気扇を回すか、窓を開けるなど必ず換気をしましょう。</p>
	JGA 事業者	<p>○換気の励行啓発</p> <p>日本ガス協会は、「ガスと暮らしの安心」運動をはじめ、ガス展、定期保安点検等の各種業務機会を通じて、換気の励行を啓発するため以下のようなパンフレット等を製作し、ガス事業者へ提供している。</p> <p>ガス事業者は、これらを活用して、業務接点機会を通じて換気の励行のお願いをしている。</p> <p>①「ガスと暮らしの安心」運動を通じた周知・啓発(ポスター掲示)</p> <p>平成23 ガス協会標準版:9,164枚、事業者作成版:320枚 平成22 ガス協会標準版:8,332枚、事業者独自版:242枚 平成21 ガス協会標準版:8,546枚、事業者独自版:264枚</p> <p>②ガス協会作成パンフレット「快適ガスライフの基礎知識」 (都市ガス事業者購入ベース)</p> <p>平成23 1,953,050部 平成22 1,895,900部 平成21 1,894,900部</p> 
	JCGA	<p>○消費段階事故防止のための広報活動を実施。</p> <p>&lt;家庭用需要家に対する広報活動&gt;</p> <p>①「ガスと暮らしの安心運動*」において、下記の内容について周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス機器に関する正しい使用方法、誤った使用に伴う危険性の周知</li> <li>・非安全型機器の台数把握と、安全装置付き機器への取替えの要請</li> <li>・ガスと暮らしの安心運動用ポスターの適切な場所への掲示及び消費者へチラシ等の配布による周知</li> <li>・ガス機器使用中は、換気扇を回す、窓を開けるなど、必ず換気するよう周知</li> <li>・複合型警報器の普及促進</li> <li>・ガス機器とガス栓の正しい接続方法や、間違った接続による危険性について周知</li> </ul> <p>②その他の広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガス警報器等設置促進運動」において、ガス・CO警報器の設置及び交換を推進</li> <li>・日本コミュニティーガス協会で、需要家向けの周知文「ガス機器にはきちんと合う接続具の付いたゴム管をお使いください」を作成し、ガス機器とガス栓の正しい接続方法を消費者に周知</li> </ul>

段階	消費段階																
対策	○長期使用製品安全点検制度に基づく家庭用機器の経年劣化対応																
具体的な実施項目	・周知活動と所有者票回収率向上策の実施																
ロードマップ	-																
実施主体	国(★)、事業者(★)、製造者(★)																
進捗状況	国	<p>○当該制度のガイドラインを改定し、所有者票の改善(視認性の向上、記載事項の簡素化等)、所有者票の代行記入が可能であること等について記載を追加する等、本制度の一層の定着に向けた運用の見直しを実施。</p> <p>○関連する事業者に対して、文書を発出し、ガイドラインの改定内容の周知を図るとともに、取引先の事業者や消費者への本制度の周知を要請。また、当該製品を販売する販売事業者等に対して所有者への説明義務の徹底、設置・修理等を行う関連事業者(設置工事事業者、不動産販売事業者など)に対して販売業者に協力し所有者への制度説明等の取組を行うことを要請。</p> <p>○消費者に対して、消費者団体と協力し消費者向けの広報資料・リーフレット等を作成し、周知を実施。</p> <p>○経済産業省と事業者等による連絡会を開催し、特定製造事業者等の取組によるベストプラクティス等の情報を共有。</p>															
	事業者 JGA	<p>○周知活動: 「ガスと暮らしの安心」運動をはじめ、ガス展、定期保安点検等の各種業務機会を通じて、長期使用製品安全点検制度に基づく家庭用機器の経年劣化対応に関わる内容について以下のようなパンフレット等の版下を製作し、ガス事業者へ提供している。 ガス事業者は、これらを活用して、業務接点機会を通じて周知を図っている。</p> <p>◇ガス協会作成パンフレット「快適ガスライフの基礎知識」 (都市ガス事業者購入ベース) 平成23 1,953,050部 平成22 1,895,900部 平成21 1,894,900部</p>  <p>○設置事業者が制度を理解し、機器の設置時に使用者に適切に説明し、登録を促すため、機器設置者の資格である「ガス機器設置スペシャリスト」(GSS)を運営する「ガス機器設置技能士各制度運営委員会」に提案承認を得て、平成24年度より、当制度を講習テキストに追加し、新規講習・更新講習での説明を開始した。 &lt;参考:GSS資格登録状況(年度末)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21</th> <th>平成22</th> <th>平成23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GSS登録者数</td> <td>16,044</td> <td>15,499</td> <td>14,387</td> </tr> <tr> <td>GSS新規講習受講者数</td> <td>609</td> <td>562</td> <td>666</td> </tr> <tr> <td>GSS更新講習修了者数</td> <td>3,916</td> <td>4,869</td> <td>2,875</td> </tr> </tbody> </table> 		平成21	平成22	平成23	GSS登録者数	16,044	15,499	14,387	GSS新規講習受講者数	609	562	666	GSS更新講習修了者数	3,916	4,869
	平成21	平成22	平成23														
GSS登録者数	16,044	15,499	14,387														
GSS新規講習受講者数	609	562	666														
GSS更新講習修了者数	3,916	4,869	2,875														

進捗状況	事業者	JCGA	<p>○長期使用製品安全点検制度が開始された、平成21年4月より法定周知チラシにて制度を紹介している。 長期使用製品安全点検制度についての周知内容</p> <p>全需要家に対する一般的な法定周知チラシ</p>  
	製造者	JGKA	<p>○長期使用製品安全点検制度については、以下に示すHPにて周知を行っている。 (<a href="http://www.jgka.or.jp/information/2009/20090301.html">http://www.jgka.or.jp/information/2009/20090301.html</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保守製品取引事業者向けに「長期使用製品安全点検制度」パンフレットを工業会で作成し、同様に以下のHPにて公表している。 (<a href="http://www.jgka.or.jp/information/2009/pdf/2009_02_00_choki-shiyo-seihin_chirashi.pdf">http://www.jgka.or.jp/information/2009/pdf/2009_02_00_choki-shiyo-seihin_chirashi.pdf</a>)</li> </ul>

段階	消費段階	
対策	○業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	
具体的な実施項目	・消費機器・給排気設備のメンテナンスのお願い	
ロードマップ	-	
実施主体	国(★)、事業者(★)	
進捗状況	国	<p>○食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止の協力要請文をガス事業者業界に対し、発出し、この旨CO中毒事故省庁連絡会議の関係省庁(消防庁、厚生労働省、文科省、農水省、国交省)へも周知した。(平成24年8月24日付け) ※周知文は別紙。</p> <p>○業務用需要家を所掌する関係省庁等(国土交通省、農林水産省、文部科学省等7府省庁)との間で「CO中毒事故省庁連絡会議」を開催、CO中毒の発生状況や取り組み状況を共有(平成24年8月開催)</p> <p>○経済産業省のホームページで、事故が生じた際、注意喚起を行っている。(以下、「例」を示す。) 【平成24年8月3日 静岡県の飲食店でCO中毒事故(軽傷1名)が発生。] ・ガス機器やガス設備は日頃から点検・お手入れをしてください。 ・日頃からの点検・お手入れが、ガスによる事故を防ぐ基本です。 ・日頃の点検を心がけ、不審な点が見つかったらガス事業者などに連絡して、すぐに改善してください。 さらに、これらの事故の情報は、その都度、業務用需要家を所掌する関係省庁等(国土交通省、農林水産省、文部科学省等7府省庁)とも共有。</p> <p>○ガスの安全利用に関する普及啓蒙を行う経済産業省の専用HP「ガスの安全見直し隊」において、注意喚起を行っている。(以下、「例」を示す。) ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口は、油やほこり等がたまりやすくなり、給気・換気不足になる恐れが生じます。日頃より“換気”を効果的に行えるような点検・清掃が必要です。またガス機器・換気設備は長い間使用していると消耗劣化等により、事故の原因になることもあります。ガス機器メーカー等へ定期的なメンテナンスの依頼をお願いします。</p>
	事業者	<p>○ガス事業者に、定期保安点検や各種業務機会を通じて、右図のパンフレット等を用いて業務用需要家に対し、消費機器・給排気設備の換気やメンテナンスに関する周知・啓蒙を実施するよう支援している。</p> <p>&lt;参考&gt; 業務用厨房でガスをお使いのみなさまへの周知パンフレット『ガス機器の正しい使い方』※の配布状況 平成22 平成23 平成24(1~9月) 530,000部 64,000部 38,000部 (都市ガス事業者 購入ベース)</p>  <p>○業務用需要家に対する広報活動を実施。 ・「ガスと暮らしの安心運動」において、業務用厨房等の需要家に「ガス機器使用中の換気」「給排気口や排気装置の清掃」「煙突、排気ダクトの詰まり、割れ、外れのチェック」「従業員への安全教育」の強化を要請 ・業務用厨房でガスを使用する方に対して、ガス機器の正しい使い方や事故防止について取りまとめた冊子「ガス機器の正しい使い方」を配布。 ・業務用厨房でのCO中毒を防止するため、業務用換気警報器やCO警報器の設置について基準とチェックポイントを記載した周知チラシ「正しく設置しましょうCOを検知する警報器」をガス事業者に配布</p>



段階	消費段階	
対策	○業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	
具体的な実施項目	・換気の励行のお願い	
ロードマップ	-	
実施主体	国(★)、事業者(★)	
進捗状況	国	<p>○食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止の協力要請文をガス事業者業界に対し、発出し、この旨CO中毒事故省庁連絡会議の関係省庁(消防庁、厚生労働省、文科省、農水省、国交省)へも周知した。(平成24年8月24日付け) ※周知文は別紙。</p> <p>○業務用需要家を所掌する関係省庁等(国土交通省、農林水産省、文部科学省等7府省庁)との間で「CO中毒事故省庁連絡会議」を開催、CO中毒の発生状況や取り組み状況を共有(平成24年8月開催)</p> <p>○経済産業省のホームページで、事故が生じた際、注意喚起を行っている。(以下、「例」を示す。) 【平成24年8月3日 静岡県飲食店でCO中毒事故(軽傷1名)が発生。】 ・ガス機器の使用中は必ず換気をしてください。 ・ガス機器の使用中は、必ず換気扇を回してください。 さらに、これらの事故の情報は、その都度、業務用需要家を所掌する関係省庁等(国土交通省、農林水産省、文部科学省等7府省庁)とも共有。</p> <p>○ガスの安全利用に関する普及啓蒙を行う経済産業省の専用HP「ガスの安全見直し隊」において、注意喚起を行っている。(以下、「例」を示す。) ガスが燃焼するには新鮮な空気(酸素)が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となり、死亡事故につながる場合があります。ガス機器を使用するときは、必ず換気扇を回すか、換気装置を動かし、換気をしましょう。</p>
	事業者	<p>○ガス事業者に対して、定期保安点検や各種業務機会を通じて、右図のパンフレット等を用いて業務用需要家に対し、消費機器・給排気設備の換気やメンテナンスに関する周知・啓蒙を実施するよう支援している。</p> <p>＜参考＞ 業務用厨房でガスをお使いのみなさまへの周知パンフレット『ガス機器の正しい使い方』※の配布状況 平成22 平成23 平成24(1～9月) 530,000部 64,000部 38,000部 (都市ガス事業者 購入ベース)</p> 
	JCGA	<p>○業務用需要家に対する広報活動を実施。 ・「ガスと暮らしの安心運動」において、業務用厨房等の需要家に「ガス機器使用中の換気」「給排気口や排気装置の清掃」「煙突、排気ダクトの詰まり、割れ、外れのチェック」「従業員への安全教育」の強化を要請。 ・業務用厨房でガスを使用する方に対して、ガス機器の正しい使い方や事故防止について取りまとめた冊子「ガス機器の正しい使い方」を配布。 ・業務用厨房でのCO中毒を防止するため、業務用換気警報器やCO警報器の設置について基準とチェックポイントを記載した周知チラシ「正しく設置しましょうCOを検知する警報器」をガス事業者に配布</p>

## 経済産業省

20120810 原院第7号

平成24年8月24日

食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について  
(要請)

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-241b-12-1



近年、食品工場及び業務用厨房施設において都市ガス及び液化石油ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。平成24年は8月時点で、既に4件（死者0名、症者26名）発生しているほか、平成23年は13件（死者0名、症者41名）発生しています。これらの事故原因は換気が不十分で、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものです。

原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設におけるガスの消費設備によるCO中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

### 記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する時期においても、室内でガスの消費設備を使用する際には、必ず換気を行うこと。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、ガスの消費設備の態様に応じ、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講ずること。
3. ガスの消費設備及び換気設備は、日頃から手入れをすること。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用

中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。

4 排気ガス中に含まれる油類等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や、悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油類等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。

5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置が望ましいこと。

参考1：平成24年 食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故一覧

参考2：平成23年 食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故一覧






--	--	--

--	--	--



--	--	--

























